

監 第 2 0 3 4 号
平成 2 9 年 1 月 1 3 日

石川県建設産業連合会
会 長 吉 光 武 志 様

石川県土木部監理課長
(公 印 省 略)

主観的事項審査事務取扱要領の一部改正及び平成 2 9 年度入札参加資格の
格付けに係る主観的事項審査資料の提出について

平素より本県土木行政にご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領を別添 1
のとおり改正したので通知します。

また、平成 2 9 年度主観的事項審査の受付については、別添 2 「平成 2 9 年度入札参
加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について（県内建設業者対象）」の
とおりとし、監理課のホームページにおいても掲載いたしますので、貴会におかれま
しても会員の皆様にご周知くださるようお願い申し上げます。

(事務担当)
土 木 部 監 理 課
入 札 ・ 契 約 グ ル ー プ
TEL: 076-225-1712

石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱及び石川県建設工事共同企業体指名事務取扱要領に規定する主観的事項の審査について必要な事項を定めるものとする。

(主観的事項の審査対象)

第2条 主観的事項の審査は、県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）及び経常建設共同企業体を対象として、別表に掲げる項目について行う。

(主観的事項の審査資料)

第3条 主観的事項の審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）で別表に掲げる項目のうち、第3、5、7、8、9及び10について審査を受けようとする者は、別紙様式第1号又は別紙様式第2号による審査資料に確認書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の審査資料の提出期間は、次のとおりとする。

- 一 県内建設業者で、別表に掲げる第3、5、7、8、9上段、9下段（1）及び10の受審者にあつては2月1日から2月28日までとし、第9下段（2）の受審者にあつてはいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択日から2週間以内とする。
- 二 県内建設業者であつて入札参加資格審査申請（以下「資格申請」という。）を随時に行う者 当該申請のとき。
- 三 経常建設共同企業体 資格申請のとき。

(主観点数の適用)

第4条 主観点数は、別表による評点を合計して算定する。ただし、経常建設共同企業体の主観点数は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとし、1点未満の端数は切り捨てる。

- 2 別表第3、5、6、7、8、9、10、11及び12は、全ての申請業種に配点する。
- 3 別表第1、2及び4は、該当業種に配点する。
- 4 主観点数は、一年度限りを有効期間とする。

(主観的事項の審査結果)

第5条 受審者に対する主観的事項の審査結果の通知は、入札参加資格の決定の通知をもって行う。ただし、受審者に対し入札参加資格の決定の通知を行わない場合には、次項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

- 2 主観的事項の審査結果は、請負業者有資格者名簿と併せて公表する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年5月30日から施行する。
- 2 平成15年度の入札参加資格に係る主観的事項については、別表第3項の規定に関わらず平成15年3月31日を審査基準日とする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年1月13日から施行する。

別 表

評価項目	算定方法及び評点																																						
技術力																																							
1 工事成績	<p>工事成績評定要領に基づき、環境部、農林水産部及び土木部における工事の評定点（2件以上の場合は各評定点の平均点）に応じ、表に掲げる点数を加減点する。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="663 450 1362 1155"> <thead> <tr> <th>評定点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>90点以上</td><td>100</td></tr> <tr><td>89点～</td><td>95</td></tr> <tr><td>88点～</td><td>90</td></tr> <tr><td>87点～</td><td>85</td></tr> <tr><td>86点～</td><td>80</td></tr> <tr><td>85点～</td><td>75</td></tr> <tr><td>84点～</td><td>70</td></tr> <tr><td>83点～</td><td>65</td></tr> <tr><td>82点～</td><td>60</td></tr> <tr><td>81点～</td><td>55</td></tr> <tr><td>80点～</td><td>50</td></tr> <tr><td>79点～</td><td>45</td></tr> <tr><td>78点～</td><td>40</td></tr> <tr><td>77点～</td><td>35</td></tr> <tr><td>76点～</td><td>30</td></tr> <tr><td>75点～</td><td>25</td></tr> <tr><td>65～75点未満</td><td>0</td></tr> <tr><td>65点未満</td><td>-25</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 加減点の対象は、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱別表第一における土木一式工事、舗装工事、造園工事及びその他工事については毎年度の前3年にわたる暦年に、建築一式工事及び設備工事については毎年度の前5年にわたる暦年にそれぞれ完成検査が行われた請負金額500万円以上の工事を対象とする。</p> <p>※ 対象工事が2件以上で、65点未満の工事がある場合については、各評定点の平均点に応じた点数から、25点に65点未満の工事の件数を乗じた点数を減点する。</p>	評定点	点数	90点以上	100	89点～	95	88点～	90	87点～	85	86点～	80	85点～	75	84点～	70	83点～	65	82点～	60	81点～	55	80点～	50	79点～	45	78点～	40	77点～	35	76点～	30	75点～	25	65～75点未満	0	65点未満	-25
評定点	点数																																						
90点以上	100																																						
89点～	95																																						
88点～	90																																						
87点～	85																																						
86点～	80																																						
85点～	75																																						
84点～	70																																						
83点～	65																																						
82点～	60																																						
81点～	55																																						
80点～	50																																						
79点～	45																																						
78点～	40																																						
77点～	35																																						
76点～	30																																						
75点～	25																																						
65～75点未満	0																																						
65点未満	-25																																						
2 優良工事表彰	<p>毎年度の前年度において、農林水産部及び土木部の両部における優良工事表彰要綱に基づき、表彰を受けた者に加減点する。</p> <p>ただし、当該業種で農林水産部、土木部において知事表彰、部長表彰を受賞した者は、点数をそれぞれ加算する。</p> <p>(1) 知事表彰 20点</p> <p>(2) 農林水産部長表彰又は土木部長表彰 10点</p>																																						
3 ISO9001の認証取得	<p>毎年度の直前の1月31日現在において、ISO9001について、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加減点する。</p> <p>10点</p>																																						
4 契約後 VE 提案	<p>毎年度の前年度において、VE提案が採用された者に加減点する。</p> <p>15点</p>																																						

評価項目	算定方法及び評点
社 会 性	
<p>5 ISO14001 の認証取得、 エコアクション21 認証 登録、又はいしかわ事業 者版環境ISO登録</p>	<p>毎年度の直前の1月31日現在において、ISO14001 について、JAB に認定されている審査登録機関又はJABと相互認証している認定機関に 認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10点</p> <hr/> <p>毎年度の直前の1月31日現在において、エコアクション21について、 一般財団法人持続性推進機構に認証・登録されている者に加点する。</p> <p>※ ISO14001 の認証を受け主観点数を加点された者には、加点しない。</p> <p style="text-align: right;">10点</p> <hr/> <p>毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ事業者版環境ISO について、石川県から登録証を交付されている者に加点する。</p> <p>※ ISO14001 の認証を受け、又は、エコアクション21に登録し、主観 点数を加点された者には、加点しない。</p> <p style="text-align: right;">5点</p>
<p>6 災害時等における応急対 策工事の協力者等</p>	<p>毎年度の直前の3月31日現在において、石川県と一般社団法人石川県 建設業協会との間で締結している「広域災害時等における広域応急対策工 事に関する細目協定」による協力者、又は、石川県と一般社団法人石川県 建設業協会及び石川県森林土木協会との間で締結している「災害時におけ る応急工事に関する基本協定」による協力者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">10点</p> <hr/> <p>毎年度の直前の3月31日現在において、各土木総合事務所と各地区建 設業協会との間に締結している、「災害時等における応急対策工事に関する 細目協定」の協力者、又は、石川県と「災害時における応急仮設住宅の建 設に関する協定」を締結している一般社団法人プレハブ建築協会の会員に 加点する。</p> <p style="text-align: right;">5点</p>
<p>7 次世代育成雇用環境の 整備</p>	<p>毎年度の直前の1月31日までに、「次世代育成支援対策推進法」第12 条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をした者に加点する。</p> <p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者で、「次世代育成支援対策推進 法」第12条第1項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労 働大臣にその旨を届け出した者</p> <p style="text-align: right;">10点</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者で、「次世代育成支援対策推進 法」第12条第4項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労 働大臣にその旨を届け出した者</p> <p style="text-align: right;">10点</p>

評価項目	算定方法及び評点														
<p>8 障害者の雇用</p>	<p>毎年度の前年度において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者に加点する。</p> <p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づき障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合(障害者雇用率)が、同法に定める率(法定雇用率)以上である者 10点</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者で、毎年度の直前の1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者 10点</p>														
<p>9 石川県建設業複業化支援プログラムの承認又はいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択</p>	<p>平成25年度から平成26年度までに石川県建設業複業化支援プログラムの承認を受け、承認を受けた事業を営んでいる者に、承認から5年間を限度として加点する。 15点</p> <p>いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の下記アからキに該当する支援メニューについて採択を受けた者に、採択から5年間を限度として加点する。</p> <p>(1) 平成27年度から平成28年度までにいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>(2) 平成29年度にいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けた者</p> <p>ただし、(1)、(2)ともに採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 <p>※ 石川県建設業複業化支援プログラムの承認を受け、主観点を加点された者には、加点しない。 15点</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="624 1559 1433 1995"> <tr> <td>ア</td> <td>中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援(小規模企業者枠)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援(海外展開支援枠)</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>農林水産物の一次加工施設等整備支援事業</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>農業参入によるビジネスモデル構築支援事業</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>新商品開発・健康サービス創出支援事業</td> </tr> </table>	ア	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援	イ	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援(小規模企業者枠)	ウ	中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援(海外展開支援枠)	エ	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業	オ	農林水産物の一次加工施設等整備支援事業	カ	農業参入によるビジネスモデル構築支援事業	キ	新商品開発・健康サービス創出支援事業
ア	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援														
イ	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援(小規模企業者枠)														
ウ	中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援(海外展開支援枠)														
エ	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業														
オ	農林水産物の一次加工施設等整備支援事業														
カ	農業参入によるビジネスモデル構築支援事業														
キ	新商品開発・健康サービス創出支援事業														

評価項目	算定方法及び評点												
<p>10 社会的取組み</p>	<p>下表のアからコに該当する者に、該当する項目の数に応じて加点する。 ただし、同一内容の取組みにより複数に該当する場合は1項目として数える。</p> <p style="text-align: right;">1項目に該当 5点 2項目以上に該当 10点</p> <p>表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ア 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※ サポーターとして支援のみを行っている者には、加点しない。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">イ 毎年度の直前の1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウ 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、知事から認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">エ 毎年度の直前の1月31日現在において、エコドライブ推進事業所認定制度について、知事から認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">オ 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISO制度について、知事から認証を受けている者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">カ 毎年度の直前の1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">キ 毎年度の直前の1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ク 毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ケ 毎年度の前年度において、建設統計調査について、国土交通大臣から表彰を受けた者</td> </tr> </table>	ア 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者	※ サポーターとして支援のみを行っている者には、加点しない。	イ 毎年度の直前の1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者	ウ 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、知事から認定を受けている者	エ 毎年度の直前の1月31日現在において、エコドライブ推進事業所認定制度について、知事から認定を受けている者	オ 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISO制度について、知事から認証を受けている者	カ 毎年度の直前の1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者	キ 毎年度の直前の1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者	ク 毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者	ケ 毎年度の前年度において、建設統計調査について、国土交通大臣から表彰を受けた者		
ア 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者													
※ サポーターとして支援のみを行っている者には、加点しない。													
イ 毎年度の直前の1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者													
ウ 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度について、知事から認定を受けている者													
エ 毎年度の直前の1月31日現在において、エコドライブ推進事業所認定制度について、知事から認定を受けている者													
オ 毎年度の直前の1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISO制度について、知事から認証を受けている者													
カ 毎年度の直前の1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者													
キ 毎年度の直前の1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者													
ク 毎年度の直前の1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者													
ケ 毎年度の前年度において、建設統計調査について、国土交通大臣から表彰を受けた者													
<p>11 指名停止</p>	<p>毎年度の前年度において、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、指名停止措置を受けた者について、指名停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。</p> <p>なお、期間内に2回以上指名停止の措置を受けた場合は、それぞれの点数を減点する。</p> <p>表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">指名停止期間</th> <th style="padding: 5px;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">2週間未満</td> <td style="padding: 5px;">-10点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2週間以上～1ヵ月未満</td> <td style="padding: 5px;">-20点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1ヵ月以上～2ヵ月未満</td> <td style="padding: 5px;">-30点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2ヵ月以上～3ヵ月未満</td> <td style="padding: 5px;">-40点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3ヵ月以上</td> <td style="padding: 5px;">-50点</td> </tr> </tbody> </table>	指名停止期間	点数	2週間未満	-10点	2週間以上～1ヵ月未満	-20点	1ヵ月以上～2ヵ月未満	-30点	2ヵ月以上～3ヵ月未満	-40点	3ヵ月以上	-50点
指名停止期間	点数												
2週間未満	-10点												
2週間以上～1ヵ月未満	-20点												
1ヵ月以上～2ヵ月未満	-30点												
2ヵ月以上～3ヵ月未満	-40点												
3ヵ月以上	-50点												

評価項目	算定方法及び評点												
12 監督処分	<p>毎年度の前年度において、建設業法第28条に基づき、営業停止を受けた者について、営業停止期間に応じ、表に定める点数を減点する。 なお、期間内に2回以上営業停止の処分を受けた場合はそれぞれの点数を減点する。</p> <p>表</p> <table border="1" data-bbox="678 450 1380 752"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 450 1045 524">営業停止期間</th> <th data-bbox="1045 450 1380 524">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="678 524 1045 568">15日未満</td> <td data-bbox="1045 524 1380 568">-10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 568 1045 613">15日以上～30日未満</td> <td data-bbox="1045 568 1380 613">-20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 613 1045 658">30日以上～60日未満</td> <td data-bbox="1045 613 1380 658">-30点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 658 1045 703">60日以上～90日未満</td> <td data-bbox="1045 658 1380 703">-40点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 703 1045 752">90日以上</td> <td data-bbox="1045 703 1380 752">-50点</td> </tr> </tbody> </table>	営業停止期間	点数	15日未満	-10点	15日以上～30日未満	-20点	30日以上～60日未満	-30点	60日以上～90日未満	-40点	90日以上	-50点
営業停止期間	点数												
15日未満	-10点												
15日以上～30日未満	-20点												
30日以上～60日未満	-30点												
60日以上～90日未満	-40点												
90日以上	-50点												

別紙様式第1号（県内建設業者用）

年度石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査資料

年 月 日

石川県知事

様

所在地 〒

商号又は名称

代表者

印

TEL

年度石川県建設工事競争入札参加資格について、下記のとおり主観的事項に該当しますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

許可番号 国土交通大臣 許可（ 般 - ）第 号
石川県知事

申請内容

（該当する番号を○で囲むこと。9については、別表第10の表中アからケのうち該当する記号を記載すること。）

- 1 ISO9001の認証取得
- 2 ISO14001の認証取得
- 3 エコアクション21への認証・登録
- 4 いしかわ事業者版環境ISOの登録
- 5 次世代育成雇用環境の整備
- 6 障害者の雇用
- 7 石川県建設業複業化支援プログラムの承認
- 8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択
- 9 社会的取組み（ ）（ ）

確認書類 別添のとおり

別紙様式第2号（経常建設共同企業体用）

年度石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査資料

年 月 日

石川県知事

様

共同企業体代表者の
主たる営業所の所在地 〒
商号又は名称

代 表 者

印

共同企業体構成員の
主たる営業所の所在地 〒
商号又は名称

代 表 者

印

年度石川県建設工事競争入札参加資格について、下記のとおり主観的事項に該当しますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

代表者及び構成員 の商号又は名称	許可番号及び許可年月日	申請内容 (該当する番号を○で囲むこと。9については、 別表第10の表中アからコのうち該当する記 号を記載すること。)
代 表 者	国土交通大臣 許可（般 特）第 号 石川県知事	1 IS09001 の認証取得 2 IS014001 の認証取得 3 エアアクション 21 を認証・登録 4 いしかわ事業者版環境ISO 5 次世代育成雇用環境の整備 6 障害者の雇用 7 石川県建設業復業化支援プログラムの承認 8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業 の採択 9 社会的取組み（ ）（ ）
構 成 員	国土交通大臣 許可（般 特）第 号 石川県知事	1 IS09001 の認証取得 2 IS014001 の認証取得 3 エアアクション 21 を認証・登録 4 いしかわ事業者版環境ISO 5 次世代育成雇用環境の整備 6 障害者の雇用 7 石川県建設業復業化支援プログラムの承認 8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業 の採択 9 社会的取組み（ ）（ ）

確認書類 別添のとおり

- (注) 1 本調査資料は、競争入札参加資格審査申請書と併せて提出すること。
2 3者以上による共同企業体の場合は欄を追加して記載すること。

(別紙様式その1)

障害者雇用状況申告書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

㊤

毎年度の直前の1月31日現在における障害者の雇用状況について、下記のとおり申告します。
なお、この申告書の記載内容は、事実と相違ないこと及び石川県から記載内容を証明する書類の提示を求められた場合は協力することを誓約します。

記

常用雇用労働者の総数	常用雇用障害者の数
人	人
	(うち身体障害者 人)
	(うち知的障害者 人)
	(うち精神障害者 人)

(別紙様式その2)

石川県建設業復業化支援プログラム承認事業の実施状況

平成 年 月 日

石川県知事 様

所在地 〒
商号又は名称
代表者
TEL

印

石川県建設業復業化支援プログラム承認事業の実施状況は次のとおりです。

1. 承認事業名と事業概要について

事業名	
事業計画等 (注) 事業内容、規模、雇用の状況等が分かるように記載する。	(事業内容) (事業規模) (雇用の状況)

2. 直近決算の収支状況とその翌年の計画について

	主な収入	金額 (千円)	主な支出	金額 (千円)
【実績又は実績見込】 平成 年 月～ 月				
	収入合計		支出合計	
【翌年の計画】 平成 年 月～ 月				
	収入合計		支出合計	

※【翌年の計画】については、格付年度の4月1日を含む決算期の収支計画を記載すること。

【その他の添付資料】

承認事業を営んでいることが確認できる書類

(株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等)

(別紙様式その3)

いしかわ産業化資源活用推進ファンド採択事業の実施状況

平成 年 月 日

石川県知事 様

所在地 〒
商号又は名称
代表者
TEL

印

いしかわ産業化資源活用推進ファンド採択事業の実施状況は次のとおりです。

1. 採択事業名と事業概要について

事業名	
事業概要	(これまでの取り組み)
(注) これまでの取り組み、今後の取り組みについて分かるように記載してください。	(今後の取り組み)

2. 直近決算の収支状況とその翌年の計画について

	主な収入	金額 (千円)	主な支出	金額 (千円)
【実績又は実績見込】 平成 年 月～ 月				
	収入合計		支出合計	
【翌年の計画】 平成 年 月～ 月				
	収入合計		支出合計	

※【翌年の計画】については、格付年度の4月1日を含む決算期の収支計画を記載すること。

【その他の添付資料】

採択事業を営んでいることが確認できる書類

(株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等)

(別紙様式その4)

社会的取組みに関する活動参加報告書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

毎年度の「〇〇〇〇制度」について、当該事業に関する県の認定等を受けた下記団体の一員として、下記団体が取り組む活動に参加しましたことを報告します。

なお、この報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<代表者記入欄>

上記の者について、当団体の一員として、当団体が取り組む活動に参加した者であることを証明します。

なお、この報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

団 体 名

代 表 者

印

(別紙様式その5)

女性技術者の雇用に係る申告書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

㊟

毎年度の直前の1月31日現在において、下記の女性技術者を雇用していることを申告します。
なお、この申告書の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

女性技術者氏名	
保有する主任技術者となりうる資格の名称	

以上

<添付書類>

下記①、②の書類を添付すること。

①資格保有証明書類

- ・資格免許証等の写し
- ・実務経験証明書（資格取得後、一定の実務経験が必要な場合など）

②雇用関係が確認できる書類（下記のうち、いずれか1つ）

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・その他雇用関係が確認できる書類

平成 年 月 日

金沢保護観察所長 殿

協力雇用主

所在地

商号名称

代表者名

印

(連絡先電話番号：

)

石川県入札参加資格審査申請に使用するため、下記事項の証明を申請します。

記

平成29年1月31日現在において、協力雇用主として登録されていること。

協力雇用主登録に関する証明書

上記内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

金沢保護観察所長 印

証明申請提出先：金沢保護観察所

所在地：920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階
電話：076-261-0059

平成29年度入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について（県内建設業者対象）

本県では、毎年度、県内建設業者を対象に、主観的事項の審査による点数（主観点数）を加えて、請負業者有資格者名簿の格付けを行っておりますので、主観点数の加点を希望される場合は以下のとおり資料をご提出ください。

1 主観的事項審査の申請項目

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
1	平成29年1月31日現在において、ISO9001の認証を取得している者	10点	・登録証の写し及び認証範囲の確認できる書類の写し (日本語で記載されていない場合は日本語訳を添付)	(公財) 日本適合性認定協会の認定を受けた各審査登録機関
2	平成29年1月31日現在において、ISO14001の認証を取得している者	10点		
3	平成29年1月31日現在において、エコアクション21の認証・登録を受けている者	10点	・認証・登録証の写し	エコアクション21 地域事務局 (金沢商工会議所) TEL: 076-263-1157
4	平成29年1月31日現在において、いしかわ事業者版環境ISOの登録を受けている者	5点	・登録証の写し	石川県環境部 温暖化・里山対策室 TEL: 076-225-1462
※ 「2 ISO14001」「3 エコアクション21」「4 いしかわ事業者版環境ISO」については、 <u>いずれかひとつについてのみの加点を受けられます。</u>				
5	平成29年1月31日までに、「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をした者	10点	・一般事業主行動計画策定・変更届（労働局の受付印があるもの）の写し (計画期間に平成29年1月31日を含むもの又は計画期間の始期が平成29年2月1日以降であるもの)	石川労働局 雇用環境・均等室 TEL: 076-265-4429

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先
6	<p>平成28年度において「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者（以下のいずれか）</p> <p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づき障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が、同法に定める率（法定雇用率）以上である者</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者で、平成29年1月31日現在において、障害者を1人以上雇用している者</p>	10点	<p>(1) 常時雇用する労働者が50人以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管するハローワークに提出している障害者雇用状況報告書の写し <p>※ 障害者雇用率が法定雇用率未満の場合は対象外です。</p> <p>(2) 常時雇用する労働者が49人以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況申告書（別紙様式その1） 	<p>(1) 最寄りのハローワークにお問い合わせください。</p> <p>(2) 石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712</p>
7	<p>平成25年度から平成26年度までに石川県建設業復業化支援プログラムの承認を受け、承認を受けた事業を営んでいる者</p>	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 ①石川県建設業復業化支援プログラムの承認を受けたことが確認できる書類の写し ②石川県建設業復業化支援プログラム承認事業の実施状況（別紙様式その2） ③新分野事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） 	<p>石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712</p>
<p>※ 「7 建設業復業化支援プログラムの承認」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。 （例として、平成25年度に承認を受けた場合の加点期間は、平成25年度～平成29年度の5年間となります。） また、「8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択」と重複して加点を受けることはできません。</p>				

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先														
8	<p>いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の下記アからキに該当する支援メニューについて採択を受けた者（以下のいずれか）</p> <p>(1) 平成27年度から平成28年度にいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受け、採択を受けた事業を営んでいる者</p> <p>(2) 平成29年度にいしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けた者</p> <table border="1" data-bbox="322 568 1039 986"> <tr> <td>ア</td> <td>中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>農林水産物の一次加工施設等整備支援事業</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>農業参入によるビジネスモデル構築支援事業</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>新商品開発・健康サービス創出支援事業</td> </tr> </table> <p>ただし、採択を受けた事業内容が下記の場合は加点しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品等の開発・事業化のために行う実現可能性調査、研究 ・既に新分野に進出している事業者がさらなる顧客獲得等のために行う事業 	ア	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援	イ	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）	ウ	中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）	エ	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業	オ	農林水産物の一次加工施設等整備支援事業	カ	農業参入によるビジネスモデル構築支援事業	キ	新商品開発・健康サービス創出支援事業	15点	<p>(1)平成27～28年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③をすべて提出 ①いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し ②いしかわ産業化資源活用推進ファンド採択事業の実施状況（別紙様式その3） ③採択事業を営んでいることが確認できる書類（株主総会・取締役会等の議事録の写し、事業案内パンフレット、写真等） <p>(2)平成29年度に採択を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択を受けたことが確認できる書類の写し <p>※ (2)については、採択を受けた日から2週間以内に審査資料を提出してください。</p>	<p>石川県商工労働部 産業政策課 TEL:076-225-1512</p>
ア	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援																	
イ	中小企業による全国・海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（小規模企業者枠）																	
ウ	中小企業による海外市場を狙った産業化資源活用新商品等の開発・事業化に対する支援（海外展開支援枠）																	
エ	新しい食品加工ビジネスモデル構築支援事業																	
オ	農林水産物の一次加工施設等整備支援事業																	
カ	農業参入によるビジネスモデル構築支援事業																	
キ	新商品開発・健康サービス創出支援事業																	
<p>※ 「8 いしかわ産業化資源活用推進ファンド事業の採択」については、承認から5年間を限度として加点を受けられます。（例として、平成27年度に採択された場合の加点期間は、平成27年度～平成31年度の5年間となります。）</p> <p>また、「7 建設業複業化支援プログラムの承認」と重複して加点を受けることはできません。</p>																		

区分	対象項目	評点	確認書類	制度に関する問合せ先	
9	右のアからケに該当する者に、該当する項目数に応じて加点する。	1項目 5点	ア 平成29年1月31日現在において、いしかわ我がまちアドプト制度について、活動団体として活動を行っている者 (サポーターとして支援のみの場合は対象外)	・認定書の写し（活動団体認定書）	石川県土木部道路整備課 TEL:076-225-1726 石川県土木部河川課 TEL:076-225-1736 石川県土木部港湾課 TEL:076-225-1746
			イ 平成29年1月31日現在において、消防団協力事業所表示制度について、市又は町から「協力事業所」として認定されている者	・認定証又は表示証の写し	各市町の消防担当部署にお問い合わせください。
			ウ 平成29年1月31日現在において、いしかわ男女共同参画推進宣言企業の認定を受けている者	・認定書の写し	石川県県民文化局 男女共同参画課 TEL:076-225-1376
		2項目以上 10点	エ 平成29年1月31日現在において、エコドライブ推進事業所の認定を受けている者	・認定証の写し	石川県環境部 温暖化・里山対策室 TEL:076-225-1462
			オ 平成29年1月31日現在において、いしかわ版里山づくりISOの認証を受けている者	・認証書の写し	
			カ 平成29年1月31日現在において、企業の森づくり推進事業について、協定を締結している者	・協定書の写し	石川県農林水産部森林管理課 TEL:076-225-1641
			キ 平成29年1月31日現在において、協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者	・保護観察所発行の証明書	法務省金沢保護観察所 TEL:076-261-0059
			ク 平成29年1月31日現在において、建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる女性技術者を雇用している者	・女性技術者の雇用に係る申告書 (別紙様式その5)	石川県土木部監理課 TEL:076-225-1712
			ケ 平成28年度において、建設統計調査について、国土交通大臣から表彰を受けた者	・表彰状の写し	
<p>※ 同一内容の取組みにより複数に該当する場合は1項目として数えます。(森づくり活動がオとカの両方に該当する場合等) また、認定書の写し等で商号・名称が確認できない場合は、社会的取組に関する活動参加報告書(別紙様式その4)を併せて提出してください。</p>					

2 申請によらず加点等を行う項目について

主観的事項審査の対象項目のうち、以下の項目については県が有する情報に基づき加点等を行うので、申請は不要です。

対象項目	評点				
	工事成績	65点未満	65点～75点未満	75点 … 90点以上	
工事成績（3年平均又は5年平均） ※ 工事成績評定の平均点数は、石川県土木部監理課技術管理室から通知されます。					
	主観点数	-25点	0点	25点 … 100点	
優良工事表彰（平成28年度）	知事表彰20点、部長表彰10点				
契約後VE提案（平成28年度）	15点				
災害時等における応急対策工事の協力者等（平成29年3月31日現在） ※ 石川県と建設業協会等との間で締結している協定の協力者に対し加点します。	石川県建設業協会又は石川県森林土木協会	10点	最大	15点	
	各地区建設業協会又はプレハブ建築協会	5点			
指名停止（平成28年度）	指名停止期間に応じて -10点～-50点				
営業停止（平成28年度）	営業停止期間に応じて -10点～-50点				

3 審査資料の提出について

(1) 受付期間 平成29年2月1日（水）～2月28日（火）【必着】

※ 更新手続等により、提出期限までに確認書類が間に合わない場合などは、その旨申し出て下さい。

(2) 提出方法 受付期間中に、建設業許可を所管する最寄りの土木総合事務所に提出して下さい。

※ 申請件数が多く、書類をご持参いただくと窓口が混雑し、他のお客様への対応に支障をきたします。郵送によりご提出くださるようお願いいたします。

(3) 提出書類 ① 主観的事項審査資料 2部（1部は申請者用控です。）

② 各項目に応じた確認書類 1部

③ 返信用封筒（切手貼付すること。）

4 問い合わせ先

石川県土木部監理課入札・契約グループ

〒921-8014 金沢市鞍月1-1（県庁行政庁舎15階） TEL 076-225-1712